

## 介護給付費（第1号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出について

介護給付費（第1号事業支給費）算定に係る体制（加算等）に関する情報は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画等の作成や介護報酬の審査・支払いの際に必要な情報であり、これらの適用を受け介護報酬を算定するためには、**事前に本市への届出**が必要となります。

また、地域密着型サービス等で他市町村の指定を併せて受けている場合（区域外指定）は、本市への届出と併せて**他市町村への届出**が必要です。

○ サービス別の算定期間

サービス種類		届出に係る加算等の算定の開始時期	
居宅サービス等	訪問介護（予防訪問事業）	届出が毎月15日以前になされた場合には、翌月から 16日以降になされた場合には翌々月から	
	（介護予防）訪問入浴介護		
	（介護予防）訪問看護 *緊急時（介護予防）訪問看護加算除く		
	（介護予防）訪問リハビリテーション		
	通所介護（予防通所事業）		
	（介護予防）通所リハビリテーション		
	（介護予防）福祉用具貸与		
	居宅介護支援		
	（介護予防）訪問看護 *緊急時（介護予防）訪問看護加算に限る		届出を受理した日から
	（介護予防）特定施設入居者生活介護 *短期利用を含む		届出を受理した日が属する月の翌月（届出を受理した日が月の初日である場合は当該月）から
（介護予防）短期入所生活介護 *空床型の場合、看護体制加算やサービス提供体制強化加算は本体施設と一体的に算定可能ですが、（介護予防）短期入所生活介護としての届出が必要です			
（介護予防）短期入所療養介護			
施設	介護老人福祉施設	届出を受理した日が属する月の翌月（届出を受理した日が月の初日である場合は当該月）から	
	介護老人保健施設		
	介護療養型医療施設		
	介護医療院		
地域密着型サービス等	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	届出が毎月15日以前になされた場合には、翌月から 16日以降になされた場合には翌々月から	
	複合型サービス		
	夜間対応型訪問介護		
	地域密着型通所介護（予防通所事業）		
	（介護予防）認知症対応型通所介護		
	（介護予防）小規模多機能型居宅介護 *短期利用を含む		
	（介護予防）認知症対応型共同生活介護 *短期利用を含む		届出を受理した日が属する月の翌月（届出を受理した日が月の初日である場合は当該月）から
	地域密着型特定施設入居者生活介護		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			

\*届出に際しては 持参（要電話予約）のほか、特定記録郵便等（追跡可能なもの）での提出も可。

\*訪問介護の特定事業所加算については取り下げる場合を除き、郵送での提出はできません。

\*ADL維持等加算の〔申出〕については、算定する年度によって届出の期日が異なります。詳細はADL維持等加算のページ（枚方市HPサイト内検索で「ID:23476」と検索）をご確認ください。

（注）介護職員処遇改善加算等を新たに算定する場合は、上記にかかわらず、前々月末日までに届出を完了する必要があります。（例 8月1日から算定する場合 6月末日までに届出）